

【台風・地震等災害発生時の登下校の取扱いについて】

（留意事項）

1. 大阪府下全域又は南河内地区、松原市に『暴風警報』又は『高齢者等避難〔警戒レベル3〕』^{（注1）}又は『特別警報』^{（注2）}が発令された場合は、臨時休校とする。

（1）帰宅後の夕方から登校前の早朝の時間帯に発令された場合

- ・ 登校させない。
- ・ 始業時（午前8時30分）までに警報が解除された場合は速やかに登校とする。なお、始業時（午前8時30分）を過ぎて解除された場合は、臨時休校とする。

（2）登校中や下校中に発令された場合

- ・ 学校又は自宅もしくは安全な場所へ移動させる。その際、学校は、児童生徒全員の安否を確認する。

（3）在校中に発令された場合（令和5年台風2号に伴う大雨時改訂）

- ・ 【原則】児童生徒を学校に留め置く。気象条件が好転し安全に下校が可能となった時点をもって下校させる。
- ・ 学校周辺の被害状況ならびに今後の気象情報等を鑑み、「緊急時児童生徒確認票」（引き渡しカード）等により下校させることもできる。その際、学校長は学校周辺の被害状況ならびに今後の気象情報等を踏まえた上で安全確認を行うこと。また、学童保育や放課後デイサービス等との連携を図ること。

（4）学校課業日の放課後活動中や休日の部活動中等に発令した場合

- ・ 学校周辺の被害状況、今後の気象情報等を踏まえた上で安全確認を行い、学校長の判断のもと、「緊急時児童生徒確認票」（引き渡しカード）等により、適切に対応し下校させる。
- ・ 宿泊行事、校外学習及び部活動等にて、校外での活動に参加中の場合は、周辺の被害状況、今後の気象情報を確認した上で、学校の指示を仰ぐとともに、安全確認の上、速やかに帰校あるいは地元の人や機関等から避難所、救護施設の情報を入手し、的確に避難等の対応を行う。

市教育委員会と危機管理課との連携により、『高齢者等避難〔警戒レベル3〕』^{（注1）}及び『特別警報』^{（注2）}発令については早い段階での情報提供を受け学校とも連携を図る。

2. 松原市に「震度 5 弱」以上の地震が発生した場合、学校は臨時休校とする。また、その日以降の登校も、近隣地域の安全が確認されてからとし、それまでは自宅待機とする。
3. 異例にわたる事項の処理については、市教育委員会の指示又は学校長の判断によるものとする。
4. 上記以外の警報等が発令されることにより臨時休校とする場合は、市教育委員会より指示を行うこととする。また、市教育委員会より臨時休校の指示がない場合においても、校区の状況に応じ学校長の判断で臨時休校とし、その場合は直ちに市教育委員会に報告するものとする。
5. 学校給食について、
 - (1) 『暴風警報』『高齢者等避難 [警戒レベル 3]』『特別警報』が午前 7 時現在において発令中の場合、それ以降の解除時刻にかかわらず中止するものとする。ただし、始業時（午前 8 時 30 分）までに「警報」が解除された場合は、1 にあるように登校とするが、給食がないことから午前中のみの授業とする。
 - (2) 「震度 5 弱」以上の地震が発生した場合、発災時刻に関わらず、午前 7 時現在臨時休校と決定されている場合は給食を中止とする。

(注 1) 高齢者等避難（以前の災害発生情報）[警戒レベル 3]：指定河川の水位が氾濫危険水位に到達することが予想される場合や洪水の危険度分布で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になった場合、警戒レベル 3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い雨を伴う台風等が接近・通過することが予想される場合などに、**市から発令される避難情報**

(注 2) 特別警報：尋常でない大雨、洪水、津波、噴火、その他の大災害が発生又は発生すると予想される場合に、**気象庁から発令される警報**をいう。

【地震発生時の学校における対応について】

松原市に「震度 5 弱」以上の地震が発生した場合、学校は臨時休校とする。また、その日以降の登校も、学校からの連絡があってからとし、それまでは自宅待機とする。ただし、学校の被災状況によっては、各家庭と連絡をとることができない状況も想定される。

発災時刻による個々の対応は、次の通りとする。

(1) 帰宅後の夕方から登校前の早朝の時間帯に発生した場合

登校させない。

(2) 登校中や下校中に発生した場合

なるべく広い場所に避難させ、揺れがおさまった後、原則として、学校又は自宅もしくは安全な場所へ移動させる。

(3) 在校中に発生した場合

学校周辺の被害状況などを見て、安全確認の上、原則として下校させる。その際、「緊急時児童生徒確認票」（引き渡しカード）等により、保護者又は保護者によりあらかじめ指定された人と同伴にて下校させることになるので、可能な範囲で保護者等に来校してもらう。

(4) 学校課業日前日にあたる休日に発生した場合

自宅待機とする。また、次の日以降の登校は、学校からの連絡があってからとし、それまでは自宅待機とする。

(5) 学校課業日の放課後活動中や休日の部活動中等に発生した場合

学校周辺の被害状況などを見て、安全確認の上、原則として下校させる。その際、「緊急時児童生徒確認票」（引き渡しカード）等により、保護者又は保護者によりあらかじめ指定された人と同伴にて下校させることになるので、可能な範囲で保護者等に来校してもらう。

なお、宿泊行事、校外学習及び部活動等にて、校外での活動に参加中の場合は、各家庭に個別に連絡をしながら対応することとする。

(6) その他の取扱い

「震度 4」以下の地震が発生した場合は、原則として臨時休校としない。ただし、学校及び近隣地域の被災状況等により、児童生徒の安全確保の観点上、臨時休校となる場合がある。

台風・地震等発生時の登下校の取扱いについて（確認事項）

時 間	発 令	対 応
午前 7 時 00 分	暴風警報・特別警報・高齢者等避難 〔警戒レベル 3〕	《給食》あり・なしの判断時間
午前 8 時 30 分	暴風警報・特別警報・高齢者等避難 〔警戒レベル 3〕	《授業》あり・なしの判断時間
【具体的な例】		
《給食》		
午前 6 時 59 分	暴風警報・特別警報・高齢者等避難 〔警戒レベル 3〕 の解除	給食あり 通常授業
午前 7 時 00 分	暴風警報・特別警報・高齢者等避難 〔警戒レベル 3〕 の解除	給食あり 通常授業
午前 7 時 01 分	暴風警報・特別警報・高齢者等避難 〔警戒レベル 3〕 の解除	給食なし 午前中授業
《授業》		
午前 8 時 29 分	暴風警報・特別警報・高齢者等避難 〔警戒レベル 3〕 の解除	授業あり 速やかに登校させる
午前 8 時 30 分	暴風警報・特別警報・高齢者等避難 〔警戒レベル 3〕 の解除	授業あり 速やかに登校させる
午前 8 時 31 分以降	暴風警報・特別警報・高齢者等避難 〔警戒レベル 3〕 の解除	授業なし 臨時休校
《その他》		
時間にかかわらず	暴風警報・特別警報・高齢者等避難 〔警戒レベル 3〕 は解除されているが、中 学校区の全域又は一部に、 <u>避難指示</u> が 発令中の場合	中学校区ごとに、臨時休校を含めて 判断 (市教委との協議)
—	震度 4 以下の地震が発災	原則として通常授業 (被災状況により、臨時休校)
—	震度 5 弱以上の地震が発災	臨時休校 (安全が確保され次第、登校、通 常授業)